

所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学		印
件名	平成27年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱 について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則 (昭和42年規則第6号)			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>平成27年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な改正点 「年度」を改めるものである。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本要綱を制定することにより、適切な事務処理ができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>昭和40年度より社会教育関係団体に対して補助金を交付している。 平成26年度時点 7団体</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。